資料1

- 〇「おおた未来プラン10年(後期)」の障がい分野の個別計画として策定し、「大田区地域福祉計画」や「おおた高齢者施策推進プラン」等、関連する各分野の計画等との整合を図る。
- 〇 法定計画である「大田区障害者計画」、「第5期大田区障害福祉計画」、「第1期大田区障害児福祉計画」及び区独自の計画である「大田区発達障がい児・者支援計画」を一体的に策定する。

1 計画の構成

(1)目次

- 第1章 計画の策定にあたって
 - 1 計画策定の趣旨と背景
 - 2 計画の位置付け
 - 3 計画のめざす姿
 - 4 計画の期間
- 5 計画策定の体制
- 第2章 大田区の障がい者の状況
 - 1 障がい者手帳所持者等の状況
 - 2 発達障がい児・者の状況
- 3 実態調査結果の概要
- 第3章 施策の展開
 - 1 重点課題 2 施策の体系
 - 3 個別施策
- 第4章 障害福祉サービス等の推進
 - 1 平成32年度末の目標
 - 2 サービス見込量と確保のための方策
- 第5章 計画の推進に向けて
 - 1 計画の推進体制
 - 2 計画の進行管理

(2)計画のめざす姿

障がい者が住み慣れた地域で、選択可能な量と質が確保された様々なサービスを自ら の希望により活用し、社会参加、就労しながら、安心して暮らせる社会の実現をめざす。

≪基本理念≫

障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまちをつくります

【視点1】 本人の 「自己決定の尊重」

【視点2】 「地域力」による 連携・協働 【視点3】 生涯を通じた 「切れ目のない支援」

≪基本目標≫

【基本目標1】 自分らしく 暮らせるまち 【基本目標2】 ともに支え合い 暮らせるまち 【基本目標3】 安全・安心に 暮らせるまち

(3) 施策の体系

基本目標	個別施策
基本目標 1 自分らしく 暮らせるまち	日中活動の場の整備
	緊急時の受入体制の充実
	居住の場の確保・充実
	サービスの質の確保・向上
	就労支援の充実
	地域生活移行支援の充実
	余暇活動の充実
	保健・医療の充実
	教育の充実
	保育の充実
	発達障がい支援の充実
	高次脳機能障がい支援の充実
基本目標2 ともに支え合い 暮らせるまち	相談支援の充実
	地域ネットワークの充実
	障がいを理由とする差別の解消の推進
	地域との交流の充実
基本目標3 安全・安心に 暮らせるまち	災害時相互支援体制の整備
	福祉避難所の体制整備
	防犯対策の充実
	障がい者虐待防止等の体制整備
	成年後見制度利用支援の充実
	消費者トラブル防止体制の推進
	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

2 重点課題

【重点課題1】地域での暮らしを支える場の機能強化

日中活動の場(生活介護等)、緊急時の受入体制(短期入所等)など、地域での暮らしを支える場の機能を強化していく。

○区立施設の機能見直し・強化 → 区立障がい者施設の機能見直し、既存施設の有効活用による事業実施の検討等 ○障がい者総合サポートセンターの機能充実 → 医療的ケアの必要な方を含む重度の障がい者の短期入所等

【重点課題2】地域における包括的な支援体制の構築

障がい者総合サポートセンターがネットワークの「核」となり、関係部局や民間事業所とともに、地域における 包括的な支援体制を構築していく。

○地域における有機的な連携体制の構築 → 様々なネットワーク(相談、就労、グループホーム等)の活用・強化等 ○福祉人材の育成 → 障がい福祉従事者への体系的な研修の実施等

【重点課題3】権利擁護の推進

障がい者の権利を擁護し、促進するための取組を推進していく。

- ○障がいを理由とする差別の解消の推進 → 合理的配慮の推進、障がい者差別解消支援地域協議会の充実等
- ○障がい者虐待防止等の体制整備 → 障がい者虐待防止研修の実施、啓発活動の推進等
- ○成年後見制利用支援の充実 → 成年後見制度の利用促進等

3 サービス提供体制の確保に向けた目標

(1) 地域生活支援拠点等の整備

〇地域生活支援拠点等の各機能を強化し、さらなる充実を図る。

(2) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- 〇平成28年度末の施設入所者数のうち、平成32年度末までに、20人が地域生活に移行する。
- ○平成32年度末の施設入所者数が、平成28年度末の施設入所者数を超えない。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

- 〇平成32年度に、130人が福祉施設から一般就労に移行する。
- ○平成32年度に、245人が就労移行支援事業を利用する。
- ○平成32年度に、就労移行率3割以上の就労移行支援事業所を70%以上にする。
- ○平成32年度に、就労定着支援事業による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上にする。

(4)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

○平成32年度末までに、保健、医療、福祉等の関係機関による協議の場を設置する。

(5) 障がい児支援体制の整備等

- 〇平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等 デイサービス事業所を1か所以上確保する。
- 〇平成30年度末までに、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関による、医療的ケア児 支援のための協議の場を設置する。